

答申第332号

平成19年 3 月 22日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年 6 月 6 日付けで諮問された職員懲戒処分に関わる教育委員会審議資料一部非公開の件（諮問第338号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

神奈川県教育委員会教職員の懲戒処分に関わる神奈川県教育委員会審議資料の非公開部分のうち、別表に掲げる情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、教職員の懲戒処分に関わる県教育委員会審議資料（会議録及び議案書）（以下「本件行政文書」という。）を、平成16年12月20日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 報道機関から頼まれた場合等には、処分された教職員の年齢等を通知しているのに、情報公開請求者には非公開とする行為は、県民の知る権利を侵害する決定といわざるを得ない。報道機関（記者クラブ）に対しては特定の情報を与え、情報公開制度では非公開とするのでは、報道機関と県民の得られる情報量の格差を招き、記者クラブに加盟できない個人・団体等に対し著しい不利益を強要することになる。

したがって、過去に報道され、報道記録で検索可能な情報であるにもかかわらず、本件処分で非公開とされた情報（警察署名、被処分者年齢等）は、公開すべきである。

イ 本件処分で非公開とされた情報のうち、プライバシー性がないと考えられる項目は、「市町村名」、「教育事務所名、副所長氏名」及び「教育長の氏名及び印」（以下「市町村名等」と総称する。）である。市町村名等を公開しても不祥事のあった市町村が判明するだけで、この内容であれば報道も頻繁に行われている。また、市町村名等は市町村教育委員会に情報公開請求すれば一般に公開されるものである。

したがって、市町村名等は教職員の行為の内容にかかわらず公開されるべきである。

ウ 生徒の人権を侵害するようなわいせつ、体罰等の行為をする教職員が一人でもいれば、生徒の学校に対する信頼感が著しく低下し、登校拒否や不登校の原因となる。教職員による悪質な不祥事が多発している中で、対症療法的に問題を起こした教職員を懲戒するだけでは、学校という組織に比べて圧倒的に弱い立場の生徒を守れない。毎日のように教職員による人権侵害、不祥事が起きているので、体罰や性犯罪を許さない姿勢が求められる。

被害者の人権が守られた上での話だが、不祥事の再発を防止し、安心して学校で学べる状況をつくるため、性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報公開すべきである。

エ 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、処分基準が推測できる事項を非公開としているが、処分基準は、過去の処分内容が既に公開されており、その内容から推測することができることから、非公開とする理由が不明である。

オ 公の資産を違法に取得した教職員や、高校組織ぐるみで公金を詐取していた教職員の事案があるが、これらの場合、被害者は県であり、生徒のプライバシー等について考慮する必要はなく、加害者のための個人情報保護には全く賛同できない。高校組織ぐるみで公金を詐取していた事案では学校名まで公開されていない。生徒を指導する立場である教職員はこういった行為を行ってはいけないのだから、ある程度の個人情報は公開されて当然である。

3 実施機関（教育局総務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次表のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
平成9年5月15日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書1」という。）	① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴

	<ul style="list-style-type: none"> ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被処分者の私生活に係る事項 ④ 被害者の年齢、職業、負傷の内容及び損害額 ⑤ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成9年7月15日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書2」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の生年月日（報第6号議案に係るものを除く。） ③ 被処分者の現任校名及び免許状の教科 ④ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成9年8月12日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書3」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成9年9月16日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書4」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の職名、職員番号、現任校名及び免許状の教科 ③ 被処分者の状態が分かる事項、評価及び心身の状況 ④ 被害者の負傷の内容
平成9年10月24日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書5」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被害生徒の学年及び私生活に関する事項 ④ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成9年11月18日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書6」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被害者の年齢、職業及び死因
平成10年2月9日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書7」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被害者の年齢、職業及び負傷の内容
平成10年3月24日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書8」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴（定教第69号議案に係るものを除く。） ② 被処分者の現任校名、前任校名及び免許状の教科 ③ 被処分者の著書名及び著書名が分かる事項 ④ 被処分者の状態が分かる事項
平成10年5月14日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書9」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴（定教第9号議案に係るもの

	<p>を除く。)</p> <p>② 被処分者の免許状の教科</p> <p>③ 被処分者の状態が分かる事項</p> <p>④ 処分の内部的な審査基準が分かる事項</p>
平成10年7月28日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書10」という。）	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴</p> <p>② 被処分者の現任校名、免許状の教科及び顧問をしていた部</p> <p>③ 被処分者の報酬額</p> <p>④ 被処分者の心身の状況</p> <p>⑤ 被害者の年齢及び職業</p> <p>⑥ 他校の校名</p> <p>⑦ 被処分者の人事に関する事項</p> <p>⑧ 処分の内部的な審査基準が分かる事項</p>
平成10年9月7日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書11」という。）	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴</p> <p>② 被処分者の現任校名及び現任校名が分かる事項</p> <p>③ 被処分者の校務分掌及び校務分掌が分かる事項</p> <p>④ 被処分者の免許状の教科</p> <p>⑤ 被処分者の経歴及び学歴</p> <p>⑥ 被害生徒の学年、評価及び心情</p> <p>⑦ 被処分者の人事に関する事項</p>
平成10年11月17日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書12」という。）	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴</p> <p>② 被処分者の現任校名及び免許状の教科</p> <p>③ 被処分者の私生活に関する事項</p> <p>④ 第三者の氏名</p> <p>⑤ 第三者の状態が分かる事項</p> <p>⑥ 第三者機関の措置</p> <p>⑦ 処分の内部的な審査基準が分かる事項</p>
平成10年12月17日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書13」という。）	<p>① 処分の内部的な審査基準が分かる事項</p>
平成11年1月12日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書14」という。）	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴</p> <p>② 被処分者の現任校名及び免許状の教科</p> <p>③ 被害者の年齢、職業及び負傷内容</p> <p>④ 被害生徒の学年、所属する部及び所属する部が分かる事項</p>
平成11年3月3日開催の教育委員会臨時会審議資料（以下「文書15」という。）	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴</p> <p>② 被処分者の現任校名及び免許状の教科</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 被処分者の人事に関する事項及び評価 ④ 被害者の心身の状況 ⑤ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成11年3月24日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書16」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被処分者の校務分掌が分かる事項 ④ 被処分者の心身の状況及び心身の状況が分かる事項
平成11年4月27日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書17」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名及び免許状の教科 ③ 被処分者の身体に関する情報 ④ 被処分者の私生活に関する事項 ⑤ 被処分者の人事に関する事項 ⑥ 被害生徒の心身の状況及び心身の状況が分かる事項 ⑦ 保護者の私的活動 ⑧ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成11年5月25日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書18」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名 ③ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成11年6月14日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書19」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名及び職歴（定教第17号議案に係るものを除く。） ② 被処分者の年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）及び免許状の記載がある場合の免許の取得日 ③ 被処分者の職員番号 ④ 被処分者の心情及び心身の状況 ⑤ 被処分者の評価 ⑥ 被処分者の状態が分かる事項 ⑦ 被処分者の人事に関する事項 ⑧ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成11年7月22日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書20」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被処分者の私生活が分かる事項 ④ 被処分者の心情 ⑤ 被処分者の状態が分かる事項 ⑥ 被害者の職業及び年齢 ⑦ 被害者の負傷の内容 ⑧ 処分の内部的な審査基準が分かる事項

平成11年9月14日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書21」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名及び現任校名が分かる事項 ③ 被処分者の以前の所属校名 ④ 被処分者の顧問をしていた部 ⑤ 被処分者の免許状の教科 ⑥ 被処分者の状態が分かる事項 ⑦ 被害者の職業 ⑧ 被害者の負傷の内容 ⑨ 第三者の状態が分かる事項 ⑩ 被処分者以外の者の状態が分かる事項 ⑪ 保護者の要望 ⑫ 被処分者の人事に関する事項 ⑬ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成11年10月18日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書22」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名及び前任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の心身の状況が分かる事項 ⑤ 被処分者以外の者の状態が分かる事項 ⑥ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成11年11月25日開催の教育委員会臨時会審議資料（以下「文書23」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の私生活に関する事項 ⑤ 被害生徒の学年及び心情
平成11年12月17日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書24」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成12年1月12日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書25」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の身分に関する事項 ⑤ 被処分者の学歴 ⑥ 被処分者の私生活に関する事項 ⑦ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成12年2月3日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書26」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名及び職歴 ② 被処分者の年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）及び免許状の記載がある場合の免許の取得日

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 被処分者の現任校名 ④ 被処分者の免許状の教科 ⑤ 被処分者の私生活が分かる事項 ⑥ 第三者の氏名及び職名 ⑦ 被害者の年齢及び学年 ⑧ 被害者の職業 ⑨ 被害者の負傷の内容 ⑩ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成12年2月17日開催の教育委員会臨時会審議資料（以下「文書27」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名及び職歴（臨教第71号議案に係るものを除く。） ② 年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）及び免許状の記載がある場合の免許の取得日 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成12年3月29日開催の教育委員会臨時会審議資料（以下「文書28」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名及び職歴（臨教第96号議案に係るものを除く。） ② 年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）及び免許状の記載がある場合の免許の取得日 ③ 被処分者の現任校名及び現任校名が分かる事項 ④ 被処分者の免許状の教科 ⑤ 被処分者の人事に関する事項 ⑥ 被処分者の私生活に関する事項 ⑦ 被処分者の心身の状況及び心身の状況が分かる事項 ⑧ 被処分者以外の者の状態が分かる事項 ⑨ 被害者の負傷の内容 ⑩ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成12年4月25日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書29」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被処分者の私生活に関する事項
平成12年5月23日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書30」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴（定教第11号議案に係るものを除く。） ② 被処分者の職名及び職名が分かる事項 ③ 被処分者の職員番号 ④ 被処分者の事務分掌 ⑤ 被処分者の私生活が分かる事項 ⑥ 被処分者の心身の状況及び心身の状況が分かる事項 ⑦ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成12年6月13日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書31」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴（定教第12号議案に係るもの

	<p>を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 被処分者の現任校名及び前任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の私生活に関する事項 ⑤ 被処分者の状態が分かる事項 ⑥ 被害者の年齢及び職業 ⑦ 被害者の卒業年度が分かる事項 ⑧ 被害生徒の私生活に関する事項
平成12年7月28日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書32」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の勤務先及び勤務先が分かる事項 ⑤ 被害者の私生活に関する事項 ⑥ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成12年8月22日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書33」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被処分者の私生活に関する事項 ④ 被害生徒の状態が分かる事項 ⑤ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成12年11月14日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書34」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の職員番号 ④ 被処分者の私生活に関する事項 ⑤ 被害生徒の学年
平成12年12月19日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書35」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の給与について減額された額 ⑤ 被害生徒の所属する部
平成13年1月16日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書36」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の前任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の人事に関する事項 ⑤ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成13年2月8日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書37」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴

	<ul style="list-style-type: none"> ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被処分者の私生活に関する事項 ④ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成13年3月26日開催の教育委員会臨時会審議資料（以下「文書38」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の職員番号 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の学歴が分かる事項 ⑤ 被処分者の著書名 ⑥ 被処分者の私生活に関する事項 ⑦ 被処分者の心身の状況
平成13年4月23日開催の教育委員会臨時会審議資料（以下「文書39」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の免許状の教科（理科を除く） ④ 被処分者の人事に関する事項 ⑤ 被害生徒の評価 ⑥ 保護者の要望及び心情
平成13年10月31日開催の教育委員会臨時会審議資料（以下「文書40」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名 ② 被処分者の年齢（臨教第33号議案に係る文書中、1項の表に記載されたものを除く。） ③ 被処分者の生年月日及び職歴（臨教第33号議案に係る文書中、1項の表及び処分理由に記載されたものを除く。） ④ 被処分者の最終学歴（卒業年月を含む。）及び免許状の記載がある場合の免許の取得日（臨教第33号議案に係る文書中、1項の表、処分理由並びに処分対象者の略歴1、3及び5に記載されたものを除く。） ⑤ 被処分者の職員番号 ⑥ 被処分者の現任校名及び前任校名 ⑦ 被処分者の免許状の教科 ⑧ 被処分者の身分に関する事項 ⑨ 被処分者の人事に関する事項 ⑩ 被処分者の私生活に関する事項 ⑪ 被処分者の心情 ⑫ 被害児童の負傷内容 ⑬ 被害生徒の学年 ⑭ 保護者の要望
平成14年1月15日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書41」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名 ② 被処分者の年齢（定教第47号議案に係る文書中、1項の表に記載されたものを除く。） ③ 被処分者の生年月日、最終学歴（卒業年月を含む）及び職歴（定教第47号議案に係る文書中、1項の表及び処分理由に記載された

	<p>ものを除く。)</p> <p>④ 被処分者の免許状の記載がある場合の免許の取得日（定教第47号議案に係る文書中、1項の表、処分理由並びに処分対象者の略歴1及び3に記載されたものを除く。)</p> <p>⑤ 被処分者の職員番号</p> <p>⑥ 被処分者の現任校名</p> <p>⑦ 被処分者の免許状の教科</p> <p>⑧ 被処分者の校務分掌</p> <p>⑨ 被処分者の職務が分かる事項</p> <p>⑩ 被処分者が顧問をしていた部</p> <p>⑪ 被処分者の人事に関する事項</p> <p>⑫ 被処分者の評価</p> <p>⑬ 被処分者の心情及び心身の状況</p> <p>⑭ 被害者の年齢及び職業</p> <p>⑮ 処分の内部的な審査基準が分かる事項</p>
平成14年3月25日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書42」という。）	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号</p> <p>② 被処分者の免許状の教科</p> <p>③ 被処分者の人事に関する事項</p> <p>④ 被処分者の評価</p> <p>⑤ 被処分者の状態が分かる事項</p> <p>⑥ 被害者の職業</p> <p>⑦ 処分の内部的な審査基準が分かる事項</p>
平成14年5月28日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書43」という。）	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号</p> <p>② 被処分者の前任校名</p> <p>③ 被処分者の免許状の教科及び免許状の教科が分かる事項</p> <p>④ 被処分者の評価</p> <p>⑤ 生徒の状態が分かる事項</p> <p>⑥ 生徒の心身の状況</p> <p>⑦ 保護者の心情</p> <p>⑧ 処分の内部的な審査基準が分かる事項</p>
平成14年7月23日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書44」という。）	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号</p> <p>② 被処分者の前任校名</p> <p>③ 被処分者の免許状の教科</p> <p>④ 被処分者の心情</p> <p>⑤ 被害者の年齢及び職業</p> <p>⑥ 被害生徒の所属する部</p> <p>⑦ 処分の内部的な審査基準が分かる事項</p>
平成14年8月20日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書	<p>① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免</p>

45] という。)	許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の人事に関する事項 ⑤ 被処分者の私生活に関する事項 ⑥ 被処分者の心情 ⑦ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成14年9月10日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書46」という。）	① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の現任校名及び前任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の身分に関する事項 ⑤ 被害生徒の心身の状況 ⑥ 被害生徒の職業が分かる事項 ⑦ 保護者の要望 ⑧ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成14年11月19日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書47」という。）	① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の免許状の教科 ③ 予備校名 ④ 予備校における被処分者の職務 ⑤ 予備校における被処分者の報酬額 ⑥ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成15年1月17日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書48」という。）	① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の前任校名 ③ 被処分者の校務分掌 ④ 被処分者の評価 ⑤ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成15年2月5日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書49」という。）	① 被処分者の氏名及び職歴（定教第71号議案の校長に係るものを除く。） ② 被処分者の年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職員番号 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の人事に関する事項 ⑤ 第三者の職業及び職業が分かる事項 ⑥ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成15年3月24日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書50」という。）	① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の経歴

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 被処分者の心身の状況 ⑥ 被害生徒の所属していた部 ⑦ 被害生徒の心身の状況 ⑧ 保護者の要望 ⑨ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成15年4月22日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書51」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の現任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の私生活に関する事項 ⑤ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成15年5月26日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書52」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の職名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 被処分者の人事に関する事項 ⑤ 被処分者の私生活に関する事項 ⑥ 被処分者の心身の状態が分かる事項
平成15年7月29日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書53」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の現任校名及び前任校名 ③ 被処分者の免許状の教科 ④ 第三者の行為 ⑤ 部活指導が行われた学校名
平成15年9月9日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書54」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の免許状の教科（技術を除く。） ③ 被処分者の剣道の段位 ④ 被処分者の評価 ⑤ 被処分者の心情及び心身の状況が分かる事項 ⑥ 被処分者以外の者の人事に関する事項 ⑦ 被害生徒の剣道の段位 ⑧ 被害生徒の評価 ⑨ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成15年10月24日開催の臨時教育委員会審議資料（以下「文書55」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の現任校名及び前任校名 ③ 被処分者の勤務先が分かる事項 ④ 被処分者の免許状の教科 ⑤ 被処分者の評価 ⑥ 被処分者の心身の状況 ⑦ 被害児童の負傷の内容

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 被害児童の学校での言動 ⑨ 被害児童の私生活に関する事項 ⑩ 被害児童の権利利益を害する事項 ⑪ 保護者の要望 ⑫ 部活動が行われた学校名 ⑬ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成15年11月18日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書56」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の職名 ③ 被処分者の現任校名及び前任校名 ④ 被処分者の免許状の教科 ⑤ 被処分者の心情及び心身の状況 ⑥ 被処分者の私生活に関する事項 ⑦ 被害児童の保護者の要望 ⑧ 被害児童の保護者の心情 ⑨ 処分の内部的な審査基準が分かる事項
平成15年12月18日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書57」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被害児童の学年 ③ 被害児童の評価 ④ 被害児童の身体的特徴 ⑤ 保護者の心情及び発言
平成16年1月13日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書58」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職員番号 ② 被処分者の免許状の教科 ③ 被処分者の評価 ④ 被害者の在籍校名が分かる事項 ⑤ 被害者の権利利益を害する事項
平成16年2月4日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書59」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日、職歴及び職員番号 ② 被処分者の評価 ③ 被処分者の心情 ④ 被害生徒の負傷の内容
平成16年3月24日開催の定例教育委員会審議資料（以下「文書60」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 被処分者の氏名、年齢、生年月日、最終学歴（卒業年月を含む。）、免許状の記載がある場合の免許の取得日及び職歴（定教第71号議案に係るものを除く。） ② 被処分者の職員番号 ③ 被処分者の現任校名 ④ 被処分者の免許状の教科 ⑤ 被害者の権利利益を害する事項

(2) 決定理由について

不服申立人が公開すべきであると主張している情報を非公開とした理由は、次のとおりである。

ア 過去に報道され、報道記録で検索可能な情報

被処分者年齢は、学校名を公開している中で、併せて年齢を公開することにより、個人の特定性が高まる。

したがって、被処分者年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであると認められるため、情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当により非公開としたものである。

なお、本件行政文書には、不服申立人が公開すべきであると主張している警察署名は存在しない。

イ 市町村名及び派生する情報

市町村名等は、公開することにより、学校名が推測され、そのことにより、教職員や生徒等が特定されることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第5条第1号該当により非公開としたものである。

なお、本件行政文書には、不服申立人が公開すべきであると主張している、教育事務所名及び副所長氏名並びに教育長の氏名及び印は存在しない。

ウ 性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報

性犯罪、体罰等を行った教職員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第5条第1号該当により非公開としたものである。

エ 処分基準が推測できる事項

処分基準が推測できる事項は、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報であり、公開することに

より、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号該当により非公開としたものである。

オ 公の資産を違法に取得した教職員等の個人情報

公の資産を違法に取得した教職員等の氏名等は、個人に関する情報であって、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第5条第1号該当により非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件不服申立てについて

本件不服申立ての対象は、本件非公開情報のうち、前記2(2)のとおり不服申立人が公開すべきであると主張している情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確である

ものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 過去に報道され、報道記録で検索可能な情報について

- a 不服申立人は、過去に報道され、報道記録で検索可能な情報として、被処分者年齢を例示し、公開すべきであると主張している。
- b 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

文書26	被処分者年齢（定教第66号及び第67号に係るもの）
文書27	被処分者年齢
文書28	被処分者年齢（臨教第96号に係るもの）
文書49	被処分者年齢（定教第71号における校長に係るもの）

- c 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

文書1～2	被処分者年齢
文書4～12	被処分者年齢
文書14～25	被処分者年齢
文書26	被処分者年齢（定教第66号及び第67号に係るものを除く。）
文書28	被処分者年齢（臨教第96号に係るものを除く。）
文書29～48	被処分者年齢
文書49	被処分者年齢（定教第71号における校長に係るものを除く。）
文書50～57	被処分者年齢
文書59～60	被処分者年齢

(ウ) 市町村名及び派生する情報について

- a 不服申立人は、市町村名及び派生する情報として、教育事務所名及び副所長氏名並びに教育長の氏名及び印を例示し、公開すべきであると主張している。
- b 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

文書28	被処分者の現任校が所在する市町村の名称等
文書32	被処分者の現任校が所在する市町村の名称等

- c 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

文書55	被処分者の現任校が所在する市町村の名称等
------	----------------------

(エ) 性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報について

- a 不服申立人は、不祥事の再発を防止し、安心して学校で学べる状況をつくるため、性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報を公開すべきであると主張している。
- b 不服申立人が公開すべきであると主張している情報は、性犯罪、体罰等を行った教職員の氏名等、当該教職員が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(オ) 公の資産を違法に取得した教職員等の個人情報について

- a 不服申立人は、公の資産を違法に取得した教職員や、高校組織ぐるみで公金を搾取していた教職員の個人情報を公開すべきであると主張している。
- b 不服申立人が公開すべきであると主張している情報は、公の資産を違法に取得した教職員や、高校組織ぐるみで公金を搾取していた教職員の氏名等、当該教職員が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

- (イ) 前記ア(イ) b、ア(ウ) b、ア(エ) 及びア(オ) に掲げる情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に

係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 不服申立人は、処分基準が推測できる事項を非公開とする理由が不明であり、公開すべきであると主張している。

イ 地方公務員法上の懲戒処分については、地方公務員法第29条に懲戒処分をすることができる場合が列挙されているが、列挙された4種類の懲戒処分のうち、どの処分が相当であるかの判断に当たっては服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

したがって、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、以下において、処分基準が推測できる事項として非公開とされた情報が、内部的な審査の基準が推測される情報といえるかどうかについて検討する。

(ア) 教育委員会会議資料のうち、会議録に記載された教育委員会出席者の発言には、処分の対象となった教職員の評価や、過去の処分例との比較、処分の原因となった事実及び懲戒処分等を実施すべきであると判断する理由（以下「処分理由等」と総称する。）が含まれていると認められる。

(イ) 処分理由等は、懲戒処分を行う際に、全体としてどのような情報が判断材料とされるかについての基準及び懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。

(ウ) したがって、処分基準が推測できる事項は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

文書 1～2	(1)被処分者年齢
文書 4～12	(1)被処分者年齢
文書14～25	(1)被処分者年齢
文書26	(1)被処分者年齢（定教第66号及び第67号に係るものを除く。）
文書28	(1)被処分者年齢（臨教第96号に係るものを除く。）
文書29～48	(1)被処分者年齢
文書49	(1)被処分者年齢（定教第71号における校長に係るものを除く。）
文書50～54	(1)被処分者年齢
文書55	(1)被処分者年齢 (2)被処分者の現任校が所在する市町村の名称等
文書56～57	(1)被処分者年齢
文書59～60	(1)被処分者年齢

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 6 月 6 日	○ 諮問書を受理
6 月 15 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 28 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
8 月 2 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 19 日 (第59回部会)	○ 審議
11月 22 日 (第60回部会)	○ 審議
平成19年 1 月 9 日	○ 審議
1 月 16 日 (第61回部会)	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 6 日 (第62回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成18年3月22日現在) (五十音順)